

第11回原子力小委員会意見書

2014.12.24

伴英幸

再改定案（修文部分）に関する意見

1.1. 中間整理を提言と位置づけるべきでない⇒削除すべき（2p6〇）

- 整理案は「中間とりまとめ」あるいは「中間報告」に至っていない段階での「整理」とされているのだから、これは提言とは言えない。
- 本整理案は事務局整理項目と「委員会における主な意見」で構成され、それぞれの立場の意見が整理されている。提言と位置づけられれば、それらすべてが提言内容と解釈できることになるが、それでよいのか？

1.2. 「依存度低減の方針がきまったことにより」「早期に廃炉せざるを得なくなっている」のか？ 因果関係に疑問がある。（9p1〇）

- 電気事業者が依存度低減の方針に沿って早期廃炉を決断しているのが事実なら、それでよい。
- しかし、これまでの議論からは、むしろ原子炉等規制法との関係で廃炉が語られており、運転期間延長に伴う規制をクリアできないと事業者が判断した場合に廃炉の決断をする、との整理と受け止めているが、それは誤解か？

1.3. 「廃炉に見合う供給能力の取扱いを含めた～将来像」「意見があった」⇒追加文章を削除すべき（11p3〇）

- 廃炉に見合う供給能力ではさまざまな解釈が成り立つが、本委員会が原子力小委であること、原子力の将来像を明らかにすることなどを考えると、原発の建替え（リプレース）と解釈できる余地が大きい。しかし、総論では原発依存度の低減を冒頭に掲げていること、省エネによる需要抑制に言及していることから、廃炉とこれに「見合う供給能力」は同等にならない。
- 「取扱い」は「確保」を意味しないが、このような曖昧な表現はかえってリプレースを盛り込んだと解釈され、適切ではない。
- さらに「意見があった」と間接的表現になっているが、リプレースはすでに主な意見で十分に取り上げられているので、ここで多様な解釈の余地のある曖昧な表現をもちこむべきではない。